

○日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和 5 年 3 月 20 日 告示第 69 号

日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第一の二の 3 に規定する地域生活支援拠点又は面的な体制を整備する事業（以下「地域生活支援拠点等事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部を委託することができる。

(事業内容等)

第 3 条 地域生活支援拠点等事業の内容は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第 2 条第 1 号に規定する障害者（以下「障害者」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第 4 条第 2 項に規定する障害児並びにその家族（以下これらを「障害者等」という。）の高齢化、重度化及び親亡き後の生活を見据えつつ、障害者等の地域生活を支援するため、次に掲げる機能を整備し、及びその充実を図るものとする。

- (1) 相談機能 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応機能 短期入所を活用した常時の緊急受入体制の確保、緊急時の受入れ、医療機関への連絡その他必要な支援を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供機能 地域移行支援及び親元からの自立等に当たり、共同生活援助等障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能

- (4) 専門的人材の確保・養成機能 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した障害者に対し、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり機能 コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 市は、地域生活支援拠点等として前項に規定する機能の全部又は一部を地域において担う事業（以下「拠点事業」という。）を実施する事業所を地域生活支援拠点等事業所として登録し、又は登録を促進することにより、各機能の充実を図るものとする。

（地域生活支援拠点等事業所の登録）

第4条 地域生活支援拠点等事業所として登録を受けようとする事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程において、当該事業所を地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として規定し、日高市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の事業者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。この場合において、事業者は、該当する旨を証する書面を提出しなければならない。

- (1) 障害者総合支援法第36条第1項に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は当該事業所が障害者総合支援法第38条第1項に基づく指定障害者支援施設の指定を受けていること。
- (2) 児童福祉法第21条の5の15第1項に基づく指定障害児通所支援事業者の指定を受け、又は当該事業所が同法第24条の9第1項に基づく指定障害児入所施設の指定を受けていること。
- (3) 障害者総合支援法第51条の20第1項に基づく指定特定相談支援事業者の指定を受け、又は児童福祉法第24条の28第1項に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて地域生活支援拠点等事業所として登録を行い、日高

市地域生活支援拠点等事業所登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

- 4 市長は、前項の規定により拠点事業を実施する地域生活支援拠点等事業所の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、法人名、名称、所在地、連絡先、実施する拠点事業等を公表するものとする。

（拠点事業実施に伴う加算）

第5条 拠点事業を実施した地域生活支援拠点等事業所は、次に掲げる基準に基づく加算を算定することができる。

- （1） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- （2） 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- （3） 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- （4） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- （5） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- （6） 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）

（第3条第1項第1号の事業に係る加算の付与）

第6条 第3条第1項第1号に規定する機能を担う地域生活支援拠点等事業所が当該事業を実施し、第5条の規定による加算（以下「加算」という。）を請求しようとする場合は、地域生活支援拠点等相談強化報告書（様式第3号）を市長に事前に提出しておかなければならない。

- 2 市は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、第3条第1項第1号に規定する機能に係る事業実施分

の加算を付与することができる。

(第3条第1項第5号の事業に係る加算の付与)

第7条 第3条第1項第5号に規定する機能を担う地域生活支援拠点等事業所が当該事業を実施し、加算を請求しようとする場合は、地域体制強化共同支援報告書(様式第4号)を市長に事前に提出しておかなければならない。

2 市は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、当該事業所に対し、地域体制強化共同支援加算記録書(様式第5号)の提出を求めるとともに、次項に規定する報告を行うよう促すものとする。

3 市は、第1項に規定する事業所が、前項に規定する記録書により、日高市障害者地域総合支援協議会設置要綱(平成25年告示第161号)第1条に規定する日高市障害者地域総合支援協議会へ報告を行ったときは、第3条第1項第5号に規定する機能に係る事業実施分の加算を付与することができる。

(変更)

第8条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに日高市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

(廃止等)

第9条 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときはその1月前までに、拠点事業を再開したときは再開後10日以内に、日高市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

(調査等)

第10条 市長は、登録事業者及び第2条の規定により業務の委託を受けた受託事業者に対し、必要に応じて拠点事業等の運営状況に係る調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業者及び受託事業者に対し、拠点事業等の運営状況について、随時報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年3月20日から施行する。
- 2 地域生活支援拠点等事業所の登録に係る手続その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

日高市地域生活支援拠点等事業所登録申請書

年 月 日

（あて先）日高市長

所在地
申請者（設置者） 名称
代表者
電話番号
FAX 番号

日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、拠点事業を行う事業所を登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

登録を行おうとする事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所（施設） の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援 拠点等として 担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	開始予定 年月日	年 月 日			

（備考） 関係書類として、「運営規程の変更届出書（受付印のあるもの）の写し」及び「変更後の運営規程」を添付してください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

日高市地域生活支援拠点等事業所登録通知書

第 号

年 月 日

様

日高市長

印

年 月 日付けにて申請のあった日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 4 条第 3 項の規定に基づく事業所の登録について、次のとおり登録したので、通知します。

(フリガナ) 名 称				
事業所登録番号				
事業所（施設）の 所在地	(〒 -)			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	メールアドレス			
地域生活支援拠点 等として担う機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
登録日	年 月 日			

年 月 日

事業所名 _____

・基本情報

(フリガナ) 利用者氏名	
生年月日	年 月 日
要請のあった日時	年 月 日 時 分
要請内容	

・対応内容

日時	連絡・調整内容
月 日 時 分	

市 使用欄	
担当確認	請求確認

年 月 日

事業所名 _____

1 支援困難事例確認

該当する項目欄に✓印を付けてください。

・ 必須

	3事業所以上が共同して対応（相談支援事業所、基幹相談支援センター及び市担当課を除く。世帯内で介入する支援者を含む。）
--	--

・ 以下3つ以上該当

	家族等から支援拒否、過干渉がある。家族等の支援力が不足している。 又は、主たる介護者が不在である。
	経済的問題を抱えている。又は、金銭管理が困難である。
	虐待（身体的、性的、心理的、放棄・放置、経済的）がある。
	障害特性上の困難さがある。又は、自傷・他害がある。
	医療の問題（未受診・通院中断、怠業等）がある。

2 利用者情報・支援困難事例の概要

(フリガナ) 利用者氏名	
生年月日	年 月 日
障害名・病名	
受給者番号	
支援困難事例の概要及び課題	

☒相談支援事業所 → ☐基幹相談支援センター → ☐市

市 使用欄	
担当確認	請求確認

年 月 日

事業所名 _____

利用者名 _____

相談支援専門員氏名 _____

開催年月日 _____ 年 月 日

開催時間 _____ ~ _____

開催場所 _____

	所属（職種）	氏名	所属（職種）	氏名
会議出席者				
検討した 項目				
検討した 内容				
検討した 結果				
その他				

様式第 6 号（第 8 条関係）

日高市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書

年 月 日

（あて先）日高市長

所在地
申請者（設置者） 名称
代表者
電話番号
FAX 番号

日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、拠点事業を行う事業所の登録内容に変更が生じたため、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

変更後の内容	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所（施設） の所在地	(〒 —)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点等として担う 機能	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	変更予定年月日	年 月 日			

（備考）変更部分分かる書類を添付してください。

様式第7号（第9条関係）

日高市地域生活支援拠点等事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（あて先）日高市長

所在地
申請者（設置者） 名称
代表者
電話番号
FAX番号

日高市地域生活支援拠点等事業実施要綱第9条の規定に基づき、次の事業所について、拠点事業を 廃止・休止・再開 したいので、次のとおり届け出ます。

廃止・ 休止・ 再開の内容	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所（施設）の所在地	(〒 -)			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点等 として担う機能 (再開時のみ記入)	① 相談 ② 緊急時の受入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	廃止・休止・再開 年月日	年 月 日			